

宇都宮市通学路交通安全プログラム

～登下校時の子どもの交通事故ゼロを目指して～



平成26年5月

宇 都 宮 市

宇都宮市教育委員会

目 次

1	プログラムの目的	1
2	通学路の交通安全対策における当該プログラムの位置づけ	1
3	プログラムの推進体制	2
4	取組方針	3
5	スクールゾーンの設定	3
	(1) 目的	
	(2) 対象	
	(3) 範囲	
	(4) 設定時期	
	(5) 主な対策例	
6	PDC Aサイクルを活用した対策の推進	4
	(1) 合同点検の実施	
	ア 事前の点検（各学校での安全点検）	
	イ 合同点検のテーマの設定	
	ウ 合同点検実施箇所の選定	
	エ 合同点検の実施内容	
	（ア）合同点検の実施回数・時期	
	（イ）合同点検の内容	
	（ウ）合同点検の体制	
	(2) 対策の検討	
	(3) 対策の実施	
	(4) 対策効果の把握	
	(5) 対策の改善・充実	
7	箇所一覧表，箇所図の公表	6

はじめに

本市におきましては、市教育委員会が平成20年に策定した「通学路における児童生徒の安全確保に関するガイドライン」に基づき、各学校において、交通安全、生活安全（防犯）、災害安全の視点により、通学路の設定や定期的な安全点検を実施するとともに、子どもたちへの安全教育の充実などにより、これまで通学路の安全確保に努めてきました。

そのような中、国は、平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する、痛ましい交通事故が相次いで発生したことを受け、同年5月、全ての公立小学校等の通学路の点検及び学校、警察、道路管理者の連携による危険箇所への緊急合同点検の実施、必要な対策の検討・実施による、通学路の交通安全確保の徹底を全国の自治体に通知しました。

こうしたことから、本市では、平成24年7月に国・県との連携の下、「通学路の交通安全確保に関する連絡会議」を設置し、緊急合同点検を実施し、その結果、2年間で延べ60校、131箇所において、路面表示やガードレール、横断歩道の設置、交通規制の導入、立哨指導の強化など、様々な安全対策を講じてきたところです。

さらに、平成25年12月には、国から改めて、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進として、各自治体における推進体制の構築や合同点検の継続的な実施などの基本的方針を策定することが推奨されたことを契機に、登下校時に多くの子どもたちが集まる学校周辺における重大事故の未然防止の取組も一層強化する必要がありますことから、「宇都宮市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムを有効に活用しながら、関係機関の緊密な連携により、通学路における効果的・効率的な交通安全対策の検討・実施などを通して、子どもたちの登下校時における交通安全の確保に取り組んでまいります。

1 プログラムの目的

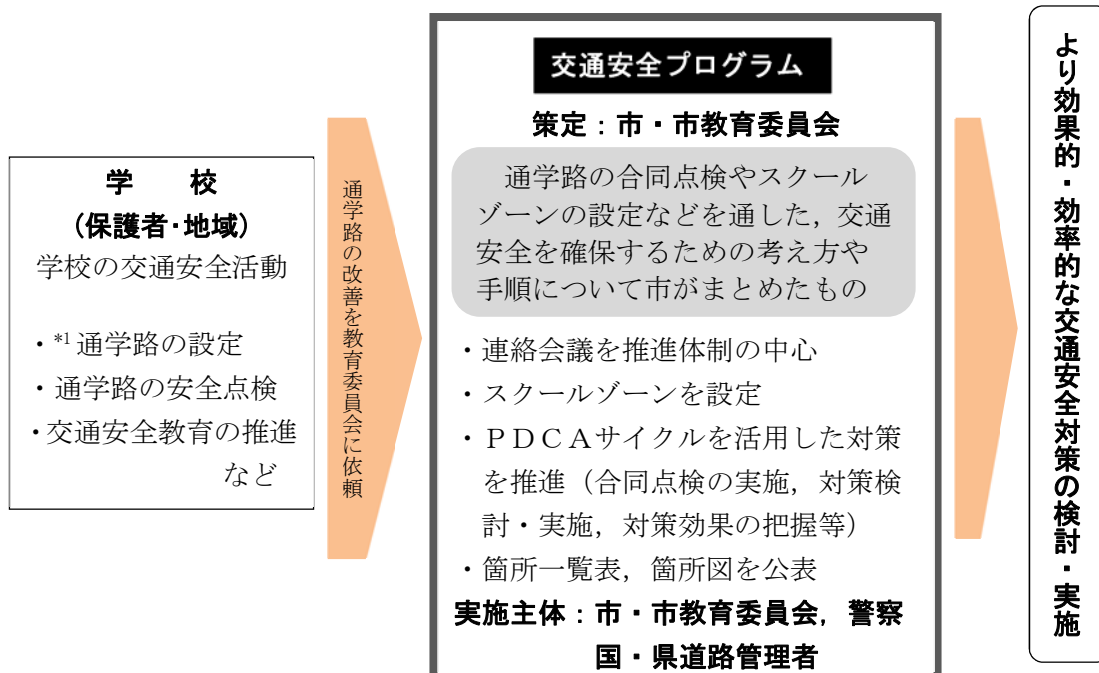
本市におきましては、平成20年に市教育委員会が策定した「通学路における児童生徒の安全確保に関するガイドライン」に基づき、各学校では、保護者や地域と連携を図りながら、通学路の設定や日常的な通学路の安全点検、交通安全教育などを実施しています。

こうした取組に加え、より一層、効果的かつ効率的な交通安全対策が推進できるよう、学校からの通学路の改善要望への対策や交通事故の未然防止策などについて、保護者や地域の方々の協力のもと、教育委員会・学校、警察、道路管理者などの関係機関の連携体制やスクールゾーンの設定の考え方、通学路の合同点検の手順などをまとめた、「宇都宮市通学路交通安全プログラム」(以下、「プログラム」という。)を策定いたしました。



2 通学路の交通安全対策における当該プログラムの位置づけ

プログラムでは、学校からの依頼に基づき、市や教育委員会、国、県などの道路管理者、警察等が主体となり、学校や地域などと連携を図りながら、合同点検を実施し、専門的な知見に基づく、より効果的・効率的な対策を検討するとともに、登下校時に児童が集中するスクールゾーンにおける、運転者に対する注意喚起等の取組を推進します。



3 プログラムの推進体制（資料2参照）

本市では、平成24年7月に設置した「通学路の交通安全確保に関する連絡会議*2」（以下、「連絡会議」という。）による検討を踏まえて、本市の小中学校における通学路の交通安全の確保を図ってきました。

交通安全対策を着実に推進するため、当該会議において、通学路の交通安全確保に関する情報を共有するとともに、合同点検*3を実施する際の点検テーマや対策の検討、点検箇所における対策の進捗状況の確認などを行います。

なお、連絡会議は、原則、毎年6月、9月及び1月の年3回開催します。



（連絡会議の様子）

「通学路の交通安全確保に関する連絡会議」委員

- 【市】 ・ 市小学校長会 ・ 中学校長会 ・ 市PTA連合会
・ 建設部 ・ 市民まちづくり部 ・ 教育委員会
- 【県】 ・ 県警察本部 ・ 宇都宮中央警察署
・ 宇都宮東警察署 ・ 宇都宮南警察署
・ 県土整備部宇都宮土木事務所
- 【国】 ・ 国土交通省宇都宮国道事務所

*1 通学路の設定

各学校が通学路を設定するに当たっては、保護者の意向を踏まえつつ、歩車道の分離や交通規制の有無、車や自転車の通行量などを考慮し、より安全な道路を通学路として設定しています。また、保護者や地域と連携のもと定期的に安全点検を実施し、対応が必要な箇所については、学校が保護者や自治会などと協議し、市教育委員会を通して所管部署に対応を依頼しています。

それぞれの担当部署は、これまでの対策の実施状況や安全性を考慮して、交通安全施設の整備や交通規制、安全指導の強化など適切に対応しています。

*2 「通学路の交通安全確保に関する連絡会議」

教育委員会・学校、PTA、警察、国・県・市の道路管理者等が連携して、本市における通学路の交通安全を確保するための取組を推進することができるよう、市教育委員会が平成24年7月に設置したものです。

*3 合同点検

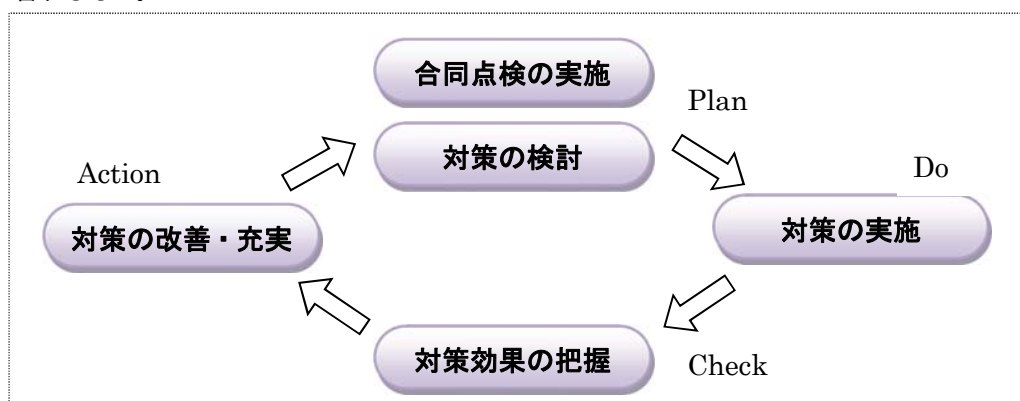
学校が保護者・地域等と協議し、提出された依頼書に基づき、市教育委員会・学校、保護者、地域、警察、道路管理者等が合同で通学路の要対応箇所を点検し、より実効性の高い対応案などを検討するもの。

4 取組方針

- ・ 将来にわたり，継続して登下校中における子どもの安全確保を図るため，合同点検を継続して実施します。
- ・ 児童が登下校時に集中する小学校周辺の特定地域を児童の安全を確保する重点エリアとする「スクールゾーン」を，全ての市立小学校に設定し，車両等の運転者に対して注意喚起の強化を図ります。
- ・ 交通安全対策の実施に際しては，安全性の確保が求められる箇所を基本として，通学児童生徒数なども勘案しながら，優先順位を検討します。また，実施後には効果把握を行うなど，毎年P D C Aサイクル*¹として実施し，対策の改善・充実を図ります。

*¹通学路安全確保のためのP D C Aサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するもの。



5 スクールゾーンの設定（資料3参照）【実施主体：市教育委員会】

(1) 目的

学校周辺は，登下校時に児童が集中し，一旦事故が発生すると大きな事故につながる恐れがあるため，各小学校にスクールゾーンを設定し，運転者により安全な運転をするよう注意喚起を促し，子どもたちの安全を市民全体で守るものです。

(2) 対象

宇都宮市立の全小学校

(3) 範囲

児童が徒歩で小学校に通うために通行する道路の区間であって，かつ，小学校を中心に周囲約500メートルを範囲とした区域をスクールゾーンとして設定します。



(スクールゾーンの標示例)

(4) 設定時期

平成26年度に設定します。

(5) 主な対策例

車両の運転者等に対して注意喚起を図れるよう，リーフレットの作成・配布，看板設置のほか，対策箇所の状況に応じて，より効果的な対策を検討します。

(ア) 周知啓発

リーフレット作成，看板設置，路面標示

(イ) 交通安全教育

- 交通安全教室，スクールゾーンマップ作成
- (ウ)地域・関係組織と連携した活動
 - スクールガードによる立哨・巡回指導
- (エ)その他
 - 速度規制，横断旗補充 など

6 PDCAサイクルを活用した対策の推進

(1) 合同点検の実施

ア 事前の点検（各学校での安全点検）（資料1）【実施主体：学校】

学校，保護者，地域が連携を図り，毎年定期的に安全点検を行い，対策が必要な箇所があれば，学校が市教育委員会に依頼書を提出します。



イ 合同点検のテーマの設定【実施主体：連絡会議】

合同点検は，学校や地域からの要望に基づき，安全性の確保が求められる箇所に対して実施することを基本とします。さらに，これらに加えて合同点検のテーマを必要に応じて設定するなど，効果的・効率的に合同点検を実施します。

なお，テーマの設定に当っては，道路管理者や警察等の関係機関や学校と十分に協議し，その内容や設定期間などについて検討します。

【テーマの例】

- ・スクールゾーン内であることを注意喚起することで安全確保が図られる箇所
- ・スクールゾーン内で歩行スペースが確保されていない箇所
- ・車や自転車の輻輳箇所
- ・交通規制の導入により安全が確保できそうな箇所 など

ウ 合同点検実施箇所の選定【実施主体：連絡会議】

学校から市教育委員会に依頼書が提出された箇所のうち，合同点検が必要な箇所を連絡会議において決定します。

その際，その年度の合同点検のテーマを踏まえて，教育委員会・学校，道路管理者，警察の三者による検討が必要な箇所を選定する他，緊急に対応する必要がある箇所についても合同点検の対象とします。

【留意事項】

- * 市教育委員会は，依頼内容について学校に状況を確認しながら，必要に応じて事前の現地確認も行います。
- * 看板や横断歩道設置など対応が限定される場合は，教育委員会（学校）と所管部署により，合同点検を行います。
- * 横断旗の設置・補充や路面標示の補修など，修繕等に対応できる箇所については，直接，市教育委員会から所管部署に対応を依頼します。



エ 合同点検の実施内容【実施主体：市教育委員会・学校、道路管理者、警察】

(ア) 実施回数・時期

毎年1回合同点検を実施し、実施時期は7～8月を基本とします。

(イ) 点検の内容

危険な箇所やスクールゾーンなどの要対応箇所の現場確認及び対応案の検討を行います。

(ウ) 点検の体制

教育委員会・学校、道路管理者、警察を基本とし、可能な限り保護者や地域の参加協力を得て合同点検を実施します。



(合同点検の様子)

(2) 対策の検討(資料4参照)【実施主体：連絡会議】

合同点検の結果やスクールゾーン内の対応案などに基づき、対策が必要な箇所に応じて、ソフト対策やハード対策の具体的な実施内容を検討します。

その際、歩道の設置や道路の拡幅など長期的な対応が必要な箇所については、暫定的な対策も検討します。これらの検討結果を踏まえて、計画的に対策が講じられるよう、箇所ごとの対策一覧を作成します。

(3) 対策の実施【実施主体：各担当部署】

それぞれの対策について、連絡会議で検討した対策案を踏まえて、教育委員会・学校と関係部署が連携を図り、早期に取り組みます。

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう保護者や地元の協力を得ながら、これまでの対策の実施状況や危険の状況などを鑑み、優先順位を定め計画的に実施します。

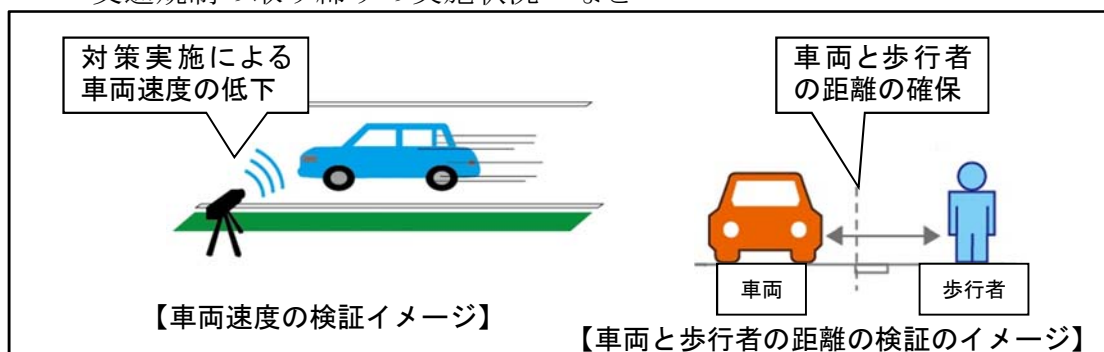
(4) 対策効果の把握【実施主体：市教育委員会・各担当部署】

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校関係者への聞き取りや、児童生徒等へのアンケート調査を実施し対策実施前後の効果を把握します。

また、対策に応じて、次に示すような検証方法についても適宜取り入れ、多様な効果検証に努めます。

* 対策に応じた効果の検証方法の例

- ・ 車両の速度 (対策実施の前後)
- ・ 車両と歩行者の距離 (対策実施の前後)
- ・ 交通規制の取り締りの実施状況 など



(5) 対策の改善・充実【実施主体：連絡会議】

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

◆ 点検から対策、改善までの一連の流れ ◆

- | | | |
|--------|---|---------------|
| ・ ~5月 | : 各学校における安全点検 | (学校, 保護者, 地域) |
| | : 対策実施箇所の評価 | (学校, 保護者, 地域) |
| ・ 5月 | : 合同点検依頼書の提出 | (学校) |
| ・ 6月 | : 合同点検実施箇所の選定・決定 | (連絡会議) |
| ・ 7月 | : 合同点検実施通知 | (教育委員会) |
| ・ 7~8月 | : 合同点検実施 (市教委・学校, 保護者, 地域, 警察, 道路管理者等) | |
| ・ 9月 | : 合同点検実施箇所の対策案検討調整 | (連絡会議) |
| | : 合同点検箇所対策案の学校への通知 | (教育委員会) |
| ・ 10月~ | : 合同点検実施箇所への対策の実施 | (各所管部署) |
| ・ 1月~ | : 次年度の点検テーマの設定 | (連絡会議) |

7 箇所一覧表、箇所図の公表【実施主体：市教育委員会・各学校】

小学校ごとの合同点検結果や対策内容については、関係者間の合意が図られたものについて認識を共有するために、学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、随時、各学校のホームページなどで公表します。



【参考資料】

- ・ 通学路における児童生徒の安全確保に関するガイドライン概要版（資料1）
- ・ 宇都宮市通学路の交通安全確保に関する連絡会議設置要綱（資料2）
- ・ スクールゾーン設定手順等（資料3）
- ・ スクールゾーン等の交通安全対策例（資料4）

参考資料

- ・（資料 1）通学路における児童生徒の安全確保に関するガイドライン概要版
- ・（資料 2）宇都宮市通学路の交通安全確保に関する連絡会議設置要綱
- ・（資料 3）スクールゾーン設定手順
- ・（資料 4）スクールゾーン等の交通安全対策例

通学路における児童生徒の安全確保に関するガイドライン〔概要版〕

(平成20年3月 宇都宮市教育委員会策定)

1 目的

本市立小中学校における通学路の設定や安全点検についての考え方及び手順等を示すことにより、通学路の安全確保を図り、登下校時における児童生徒の事故を防止する。

2 基本的な考え方

本市立小中学校の児童生徒が安全に通学できるよう、市教育委員会が「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の観点を踏まえ、策定したものであり、各学校では、本ガイドラインに基づき、保護者や地域と連携を図りながら、登下校時における児童生徒の安全確保を図ることとする。

3 安全を確保するために講ずべき措置

(1) 通学路の設定

当該学校の所在する地域の実情を十分踏まえ、保護者や自治会、地域まちづくり組織、魅力ある学校づくり地域協議会、交通指導員、関係機関（警察・道路管理者）等と連携を図り、(4)の観点に基づき、可能な限り児童生徒の安全を考慮して通学路を設定するものとする。

(2) 通学路の報告

4月に市教育委員会から示された通知をもとに、通学路地図及び通学手段（人数）等を報告する。

(3) 通学路の変更

道路環境は日々変化することから、道路事情などを踏まえ、必要に応じ、新たな通学路の設定や変更を行うものとする。通学路を変更した場合は、「通学路変更届」を市教育委員会に提出する。

(4) 通学路の安全点検

学校、保護者、地域関係者が連携を図り、以下の観点を参考に当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して、年度当初、夏季休業中、冬季休業中などにおいて定期的に安全点検を実施するとともに、必要に応じ随時実施するなど、可能な限り通学路の安全確保に向けた取組を行うよう努める。

① 犯罪被害の防止対策

- ア 通学路の周辺に「子ども110番の家」や「緊急避難所」等が設けられているか。
- イ 周囲からの見通しが確保されているか。
- ウ 夕方や日没後において、人の行動が視認できる程度の防犯灯等が整備されているか。

② 歩道と車道の分離

- ア 構造上分離可能な道路は、縁石やガードレール等で歩道と車道が分離しているか。
- イ 車道と歩道との分離が困難な道路については、路側帯を標示する白線やカラー舗装などの安全対策が講じられているか。

③ 歩道の環境整備

- ア 陥没や大きな段差がないように整備されているか。
- イ 側溝のふたが整備されているか。

④ 交通安全に関する標識や標示、安全施設等の設置

- ア 道路には、安全を確保するための交通標識や道路標示、看板等が設置されているか。
- イ 交差点では信号機、押しボタン式信号、横断歩道、横断旗などの安全対策が講じられているか。

⑤ 災害対策

- ア 大地震発生時に崩れそうな壁などはないか。
- イ 河川や池などへの柵（フェンス等）が設けられているか。

(5) 通学路の整備改善依頼等

① 学校における安全点検の実施

ア 「通学路安全点検シート」を参考にしながら、通学路の安全点検を実施し、対応を検討する。

② 依頼書の作成及び提出

ア 改善を依頼する場合は、保護者や地域と連携を図り、共通認識のもとよく精査し、学校長が「依頼書」を市教育委員会に提出する。

イ 依頼が複数の場合は、希望順位を依頼書に明記して提出する。

ウ 依頼書提出の締め切りは、原則、毎年5月中旬までとする。

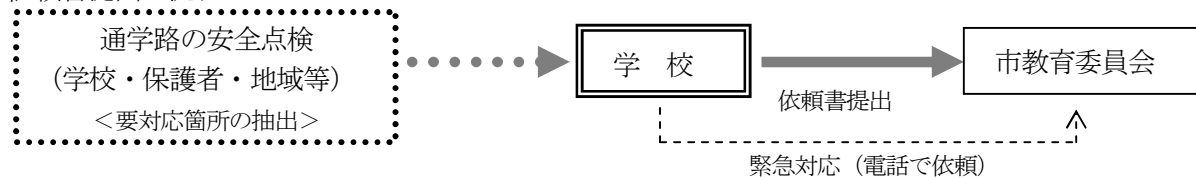
③ 合同点検の実施

ア 「宇都宮市通学路の交通安全確保に関する連絡会議」*1において、各学校から提出された依頼書の中から、合同点検箇所を抽出・実施し、対応案を検討する。

【留意事項】

- ・ 歩道拡幅に伴う土地の提供や民地の樹木伐採などは、所有者の承諾が必要となるため、依頼書を提出する際には、事前に地域と連携を十分図り、学校又は地域で土地所有者の承諾を得ること。
- ・ 時間帯車両進入禁止は、地域住民の総意が必要となるため、依頼書を提出する際には、事前に、地域と十分に連携を図り、学校又は地域で地域住民の承諾を得ること。
- ・ 緊急な対応が必要と判断される事案は、随時電話で市教育委員会へ依頼する。
- ・ 防犯灯やカーブミラーの設置、交換等については、自治会から市の関係部署に依頼してもらう。

<依頼書提出の流れ>



4 安全安心活動の実施

(1) 協力体制の確立

通学路の安全点検や登下校時における見守り活動など、安全確保のための協力体制を確立する。

(2) 地域安全マップ等の活用と安全情報の周知

地域安全マップを、交通安全の視点や災害安全の視点を盛り込むなど工夫し、授業等で活用するとともに、校内への掲示などにより保護者や地域に対する安全情報の周知及び注意喚起を図る。

(3) 安全教育の実施

学校教育活動全体を通じて、不審者を想定した防犯教室の実施や「子ども110番の家」の活用など生活安全に関する教育、交通安全教室の実施など交通安全に関する教育、登下校時における災害発生時の身の守り方や緊急避難場所の把握など災害安全に関する教育を系統的に行う。

(4) スクールゾーン導入による交通事故防止

学校周辺においては、登下校時に多くの児童が集中することから、ひとたび事故が発生した場合、多くの児童が被害に遭うことが想定される。そのため、小学校を中心に周囲約500メートルを範囲として設定する「スクールゾーン」を有効に活用し、交通安全確保を図る。

各学校においては、正しい歩行の仕方や交通ルールの遵守などの安全指導を行うとともに、保護者や地域の協力を得ながら立哨指導を行うなどの交通事故防止に努める。

(5) 情報の共有化

不審者に関する情報や交通事故発生箇所に関する情報、災害発生に関する情報など、児童生徒の安全確保に関する情報を、学校、教育委員会、保護者、地域、関係機関等で情報を共有する。

宇都宮市通学路の交通安全確保に関する連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 宇都宮市の小中学校における通学路の交通安全の確保を図るため、宇都宮市通学路の交通安全確保に関する連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 通学路の危険箇所の把握に関すること。
- (2) 通学路の危険箇所に対する対策に関すること。
- (3) スクールゾーンの設定と定着化の推進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、通学路の交通安全対策として必要と認めること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表第1に掲げる交通安全等に関する団体等をもって組織する。

(役員)

第4条 連絡会議に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- 2 委員長は、学校教育担当次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、学校健康課長をもって充てる。
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 委員長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要と認める場合は、別表第1に掲げる団体等以外の者を招集することができる。

(部会)

第7条 連絡会議は、専門的事項について協議する部会を置くことができる。

- 2 部会員は、別表第2に掲げる者及び部会長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 部会に部会長を置き、学校健康課長補佐をもって充てる。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

- (1) 第2条に掲げる事項
- (2) 連絡会議に提出する付議案件
- (3) その他、連絡会議の運営について委員長が必要と認めた事項

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、宇都宮市教育委員会事務局学校健康課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から適用する。

別表第1（第3条関係）

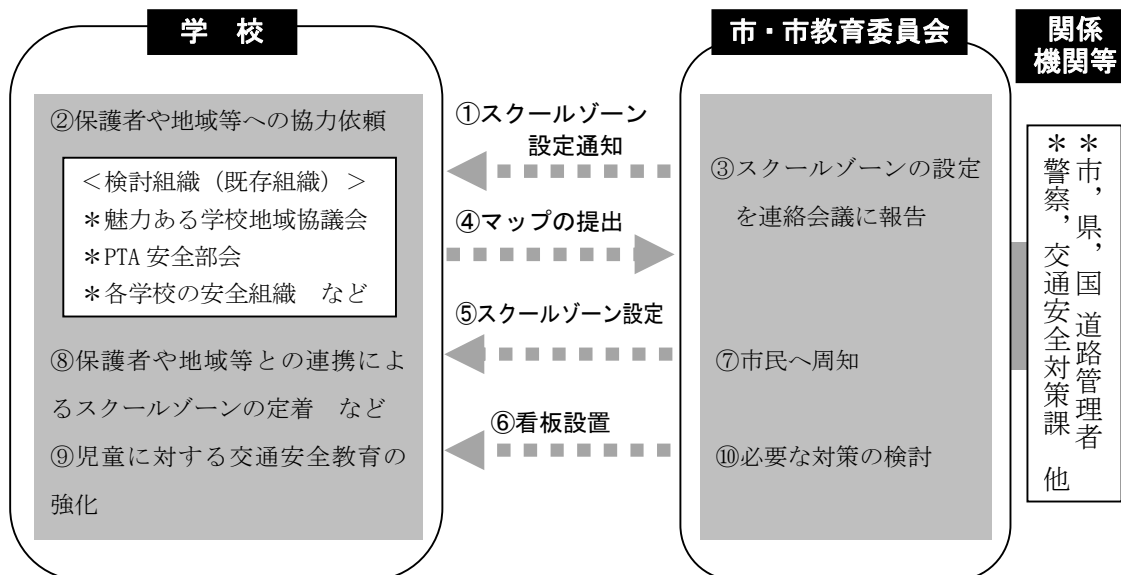
区 分	団 体 等
国	国土交通省宇都宮国道事務所建設専門官
栃木県	栃木県警察本部交通規制課課長補佐 栃木県宇都宮中央警察署交通総務課長 栃木県宇都宮東警察署交通総務課長 栃木県宇都宮南警察署交通課長 栃木県宇都宮土木事務所企画部企画調査課長
学校関係	宇都宮市小学校長会代表 宇都宮市中学校長会代表 宇都宮市PTA連合会代表
宇都宮市	学校教育担当次長 市民まちづくり部みんなでまちづくり課長 市民まちづくり部生活安心課長 建設部土木管理課長 教育委員会教育企画課長 教育委員会学校健康課長 教育委員会生涯学習課長

別表第2（第7条関係）

区 分	団 体 等
国	国土交通省宇都宮国道事務所管理第二課交通対策係長
県	栃木県宇都宮中央警察署交通総務課規制係長 栃木県宇都宮東警察署交通総務課規制係長 栃木県宇都宮南警察署交通課総務係長 栃木県宇都宮土木事務所企画調査部企画調査課
宇都宮市	教育委員会学校健康課課長補佐 市民まちづくり部みんなでまちづくり課係長 市民まちづくり部生活安心課係長 建設部土木管理課係長 建設部道路建設課係長 建設部道路保全課係長 教育委員会教育企画課係長 教育委員会学校健康課係長 教育委員会生涯学習課係長

宇都宮市におけるスクールゾーンの設定手順

- 1 設定時期
平成26年度に設定
- 2 設定手順



- ①市教育委員会は、「スクールゾーン」の設定について全小学校に通知する。
- ②各小学校は、保護者・地域等に対して協力を依頼する。
- ③市教育委員会は「スクールゾーン」の設定を「連絡会議」に報告し、関係者に協力を求める。
- ④各小学校は、「スクールゾーンマップ」を市教育委員会に提出する。
- ⑤市教育委員会は、「スクールゾーン」を設定する。
- ⑥市教育委員会は「スクールゾーン」の周知のための看板を設置する。
- ⑦市は、リーフレットやホームページなどでスクールゾーンについて広く市民に周知し、スクールゾーンの定着を図る。
- ⑧各小学校は、保護者や地域、近隣の学校等と連携を図り「スクールゾーン」の周知を図る。
- ⑨各小学校は児童に対して交通安全教育の強化を図る。
- ⑩市は、「スクールゾーン」の周知・啓発、定着のための必要な対策を検討する。

スクールゾーン等の交通安全対策例



実施項目	具体的内容
周知徹底・PR	<ul style="list-style-type: none"> 周知看板設置，リーフレット，広報誌等による周知・啓発活動 交通安全運動の推進 
児童，生徒の安全教育等（PTA，魅力ある学校地域協議会，地域まちづくり組織等との連携）	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室の開催（関係機関・団体等との連携） *1スクールガード等による立哨・巡回活動の実施 スクールゾーンマップの作成・活用など（危険箇所の確認，安全指導）  
交通安全施設等の整備，設置，補修	<ul style="list-style-type: none"> 路面標示 ・ 路側帯カラー化 ・ 外側線 ・ 車線分離標 ガードレール ・ カーブミラー ・ *2ハンプ ・ 狭さく 等   
交通規制，標識等の設置安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制（時間帯進入規制，速度規制，*3ゾーン30等） 通学時間帯の取締り強化 横断歩道，交通標識の設置 ・ 道路標示の設置，補修    
交通安全確保備品	<ul style="list-style-type: none"> 横断旗（缶）の設置，補充 

*1 スクールガード：各学校に所属している，保護者や地域の方々などによる学校安全ボランティアの総称

*2 ハンプ：自動車の走行速度を低下させるために車道路面に設けた凸部。

*3 ゾーン30：一定のエリアにおいて最高速度を時速30kmに規制するゾーンを策定し，その区域内の歩行者などの安全を確保する交通施策